

申立ての前に知っておくこと ～法定後見制度～

法定後見制度とは、すでに判断能力に衰えのある人が、本人の生活や財産を守り、支えるための制度です。法定後見は利用者の物事を決定する力(判断能力)によって「補助」「保佐」「後見」の3つの種類に分かれます。

成年後見

法定後見制度



判断能力が不足してきた人に家庭裁判所がサポートする人を選ぶ制度

任意後見制度



本人がしっかりしているうちに将来サポートしてくれる人とあらかじめ契約しておく制度

補助

保佐

後見

今回は、法定後見制度のこの3つの種類についてもう少し詳しく見ていきましょう。



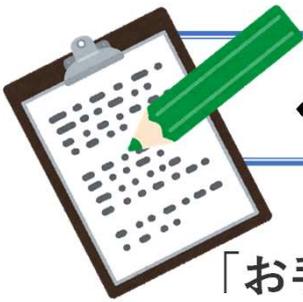
～法定後見制度の3つの種類～

判断能力の状況によって「後見」、「保佐」、「補助」の3つの種類があり、お手伝いできる範囲が変わります。

どんなお手伝いが受けられるかは、家庭裁判所が決定します。



		後 見	保 佐	補 助
対象となる人		多くの手続・契約などを、ひとりで決めることがむずかしい方	重要な手続・契約などを、ひとりで決めることに心配がある方	重要な手続・契約の中で、ひとりで決めることに心配がある方
お手伝いする人		成年後見人	保佐人	補助人
監督する人		成年後見監督人	保佐監督人	補助監督人
制度の利用申立てができる人		本人・配偶者・四親等内の親族など		
お手伝いできること	同意権	原則としてすべての法律行為	借金、相続の承認など、民法13条1項記載の行為のほか、申立てにより裁判所が定める行為	申立てにより裁判所が定める行為（民法13条1項記載の行為の一部）
	取消権	日常生活に関する行為（日用品の購入など）以外の行為		
	代理権	財産に関するすべての法律行為	申立てにより裁判所が定める行為	



～教えて！！〇〇権～

「お手伝いできること」について、
どんな権利なのかを見ていきましょう！



同意権ってなあに？

むずかしい手続きや契約等を、ご本人と一緒に決める権利（同意を与える権利）です。

この権利により、同意を与えていない場合に、ご本人が勝手にしてしまった契約を取り消すことができます。

取消権ってなあに？

被後見人などが行った法律行為を不利益なものだと判断すれば、取り消すことができる権利です。

ただし、すべてを取り消すことが認められているわけではなく、「日用品の購入その他日常生活に関する行為」については、認められていません。

代理権ってなあに？

むずかしい手続きや契約等を、ご本人に代わって行う権利のことです。

ただし、この代理権は財産に関する法律行為に限定されます。

民法13条1項の行為とは？？

民法13条1項には、
保佐人の同意が必要な行為が定められています。



【法律に定められた具体的な行為】

- ①元本を領収し又は利用すること
- ②お金を借りたり、保証人になること
- ③不動産その他重要な財産に関する権利の得喪を目的とする行為をすること
- ④民事訴訟において原告として訴訟すること（被告としての応訴や、離婚・認知などの裁判は除く）
- ⑤贈与、和解又は仲裁合意をすること
- ⑥相続の承認若しくは放棄または遺産の分割をすること
- ⑦贈与の申し込みを断わり、遺贈を放棄し、負担付贈与の申し込みを承諾し、又は負担付遺贈を承認すること
- ⑧住宅等の新築、改築、増築又は大修繕をすること
- ⑨長期間の賃貸借をすること（第602条に定める期間を超えるもの）
- ⑩前各号に掲げる行為を未成年者、成年被後見人等の法定代理人としてすること

成年後見制度に関する相談窓口

障がい者に関すること	大郷町役場保健福祉課 社会福祉係	022-359-5507
高齢者に関すること	大郷町役場保健福祉課 長寿・介護係	022-359-5507
	大郷町地域包括支援 センター	022-341-1414
児童に関すること	大郷町役場町民課 こども健康室	022-359-3030

自分のこと、家族のこと
を守るため、まずは相談
してみよう！！

